

【 投薬 】

333 高血圧症で慢性腎不全がある場合に対するエナラプリルマレイン酸塩の算定について

《令和6年10月31日》

○ 取扱い

高血圧症で慢性腎不全がある場合に対するエナラプリルマレイン酸塩（レニベース錠2.5等）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

エナラプリルマレイン酸塩（レニベース錠2.5等）は、アンジオテンシン変換酵素の作用を阻害し、アンジオテンシンⅡの生成を抑制することにより血圧降下作用を示す。

本剤の腎からの排泄率は約50%であり、慢性腎不全患者では、当該薬剤の血中残留割合が増加するため（半減期の延長）、投与量を減らすか投与間隔を延ばすなどの配慮をし、腎機能と血圧変動の推移に注意を払うことで適切な降圧を得ることができる。

以上のことから、高血圧症で慢性腎不全がある場合に対するエナラプリルマレイン酸塩（レニベース錠2.5等）の算定は、原則として認められると判断した。